会 議 録

会議の名称	一
開催日時	令和 4 年 5 月 20 日 (金) 午後 2 時 30 分開会 午後 3 時 45 分閉会
開催場所	登米市消防防災センター 3階 大会議室
議長 (委員長等) の氏名	公立大学法人 宮城大学 教授:徳永 幸之
出席者(委員等)の氏名	公立大学法人 宮城大学 教授:徳永 幸之【会長】 公益社団法人 とめ青年会議所 理事長:志賀 昭洋【副会長】 特定非営利法人 とめタウンネット とめ女性支援センター長:足立 千佳子 みやぎ登米農業協同組合 代表理事専務:佐々木 修 宮城県土木部都市計画課 課長:中嶋 吉則 (代理出席 同技術副参事兼総括課長補佐:遊佐 久昭) 市長が必要と認める者 亀卦川祐里 市長が必要と認める者 村田真夕子 以上7名
欠席者(委員等)の氏名	登米中央商工会 副会長:工藤 貞夫 株式会社ミヤコーバス 石巻・登米地区支配人 執行役員:山﨑 強 社会福祉法人 登米社会福祉協議会 総務課長:佐藤 克章 以上3名
事務局職員職氏名	建設部 部長 伊藤 勝 次長 細川 宏伸 住宅都市整備課 課長 阿部 信広 都市政策専門監 三浦 訓徳 課長補佐 浅井 顕裕 都市整備係長 佐久田 博之 主事 佐藤 亜耶 主事 小岩 拓也 総務部 理事兼政策推進監 小野寺 憲司
議題	(1)登米市立地適正化計画(素案)のについて(2)今後の予定について
会 議 結 果	会議経過のとおり
会 議 経 過	別添のとおり

• 会議次第 ・資料1 登米市立地適正化計画 (素案) ・資料2 立地適正化計画策定までの検討項目・検討時期 会 議資 料 追加資料1 登米市立地適正化計画推進協議会設置規則 ・追加資料2 正誤表【立地適正化計画(素案)】 • 追加資料 3 誘導区域変更箇所 説明資料 発言者 発 言 事務局 【開会】 推進協議会の冒頭、配布資料及び出席委員等の人数が定足数に達してい ることを確認する。 ・ 委嘱状の交付 ・市長から挨拶 委員の紹介 ・会長・副会長の互選 会 長 【挨拶】 事務局 それでは、議事に入らせていただきます。 「推進協議会規則」第6条第1項に基づき、会長が議長となる旨、定め られておりますので、徳永会長が議長となり議事を進めていただきます。 徳永会長、よろしくお願いいたします。 議長 (会長) 「(1) 立地適正化計画(素案)について」を議題といたします。 事務局より説明をお願いします。 (事務局説明) ※資料1、資料2 事務局 議長 (会長) 説明が終わりました。 委員の皆様から事務局に確認しておきたいことがあれば、お受けしま すので、挙手の上、ご発言願います。 誘導区域の変更について、迫川沿いを除外しているので、公表の際に 議長 (会長) は市民に対して丁寧な説明が必要。

48ページの誘導施設の設定において『各機能の誘導施設配置(必要性)

の考え方』の方が先にあったほうが分かりやすい。誘導施設の定義が最

後にあるのも含めて見せ方の工夫をしてもらいたい。

誘導施策にある『利便性の高い公共交通の確保』は誘導区域外へ向けたサービスと思われる。誘導施設との結節点や連携を高めるための仕組みについて考えてもらいたい。

居住支援、民間企業への支援等どこに立地するとどのような支援が受けられるのか情報提供をどうやっていくのか整理してもらいたい。

事務局

防災指針に係る区域の設定として、河岸侵食氾濫想定区域を含む、河川の氾濫があった際に影響を受けると想定される区域を除外している。 市民の方には災害の危険性のある区域を誘導区域に含めないことについて丁寧に説明していけるよう対応します。

48ページの誘導施設の設定については見せ方を工夫します。

誘導施策について、利便性の高い公共交通については地域拠点の維持 等に向けてデマンド型タクシーや住民バスに触れているので整理しま す。

52 ページの誘導施策について利便性の高いエリアに空き地があるなど の情報について住民の方や移住定住を希望される方に情報提供すること は有効と思われるので盛り込む形で整理したいと考えております。

委 員

41ページと44ページの「居住誘導区域の設定イメージ」が登米市についてのものなのか、一般的に国が出しているものなのか分かりにくい。

誘導施設の設定について、よく読まないと分かりにくく、「誘導施設に 設定しません」と否定の文章で書いてあるので、中心拠点、地域拠点に 置きたいのはこれですという肯定的な表現にしてもらいたい。

地域拠点に誘導する施設としてコンビニ、ドラッグストア等とあるが 個人商店はどこに行ってしまったのか。

事務局

「居住誘導区域の設定イメージ」は国の立地適正化計画策定の手引きで使われているものです。20 ページに登米市の中心拠点と地域拠点を記載した図面があるので差し替えるか検討します。

「誘導施設に設定しません」という表現は必要ないというニュアンスが強く伝わるような表現なので文言を再整理します。

商業施設について個人商店は決して必要ないとは考えていないので、 コンビニ、ドラッグストア等と合わせて標記の仕方や文言について整理 します。

議長 (会長)

「誘導施設には設定しません」という表記について誤解していたが、 商業施設の中でも大型施設は 3,000 ㎡以上としており、しかし 3,000 ㎡ 以下でも大規模商業施設であるという見方もあるので、定義から外れた ものは誘導しないという見方もできてしまう。誘導施設としないものを 設定しませんではなく、誘導施設を中心拠点にぜひ持ってきたいという 前向きな書き方に変えたらいいと思う。

41 ページのイメージ図は国が想定している誘導区域であり、登米市の場合、地域拠点がいくつもあってイメージが違うので誤解を招きやすいかもしれない。

副会長

商業施設について、仕事柄、出店意欲のある企業さんの情報があるが イオン周辺のみしか検討されていないという状況で、その辺が開発でき ないためこれ以上の商業の発展が見込めないと危惧しており、検討して いく必要もあるのではないかと思う。

個人商店には空き家問題もあり、利活用をどうするか方策を決めておかないと、増え続けてしまった際に大変なことになる。また、移住者の住居整備とあるが、合わせて空き家問題に対応しないと、新たな建物にだけ居住者が増えて空き家がもっと増える状況になるのでは。

事務局

国の考え方のもと、人口減少少子高齢化社会を見据え、よりコンパクトな市街地を形成していく必要があり、本市の考え方としては既存の用途地域内に人口減少を見据えて利便性の高いエリアに居住と都市機能を集約していくとしています。

南方のイオンは区域から外れていますが、居住誘導区域に隣接する都 市機能として商業施設機能を補完するものとして維持に努めていきたい という考えです。

空き店舗、空き家については全国的に難しい課題となっていると認識しており、ビジネスチャンス等の支援や店舗改修に取り組んでいますが、今後誘導区域内への支援や情報提供を促進しなければ、市街地のスポンジ化が進行してしまうと捉えている。拠点周辺や公共交通の沿道沿いの利便性の高いエリアへの誘導に向けてどのような取組みが必要か再度整理します。

議長 (会長)

立地適正化計画の限界ですが、誘導区域とは別に用途地域外に民間開発が来ることに対して止める手だてがない。拡大すればインフラ等の維持管理等コストがかかる。持続可能なまちとするために、コンパクトな

まちづくりを進めなければならないというのがこの計画の考え方だと思う。また、誘導区域の外側に用途地域があるので、将来、住みやすい持続可能なまちにするためにはどの方向を向いて進んでいくのか共通認識になるといいと思う。どう市民に伝えていくかは大きな課題。

空き家空き店舗問題は、自治体で何かするということであれば、再開発も含め強力に進めていかなければ解決にはならないと感じる。空き家、空き店舗問題は権利の交換の再開発等も考えられるが、立地適正化計画策定後の大きな検討課題だと思う。

委員

今後の予定として、今回の素案を基に住民説明会へ進むと思われるが、 誘導区域から外れた地域や地域拠点が置き去りにされているというネ ガティブな印象を受ける方もいると思うので、計画策定の背景など丁寧 に説明してもらいたい。

事務局

令和2年に行った地域懇談会は9か所で参加人数が13名でした。これまでの推進協議会でも地域への丁寧な説明をというご意見をいただいていますので、今回は3か所に集約して、たくさんの方に集まっていただけるような周知方法も含めてご理解いただけるような説明に取り組みます。

議長 (会長)

いろいろ意見をいただいたので文言の修正や再整理をしてということですが、住民説明会には修正したもので説明するということでいいか。

事務局

今回のご意見も反映した中で修正し実施します。

議長(会長)

修正については事務局に一任という形になるかと思いますがそれで進めていただき、次回の協議会は 9 月の予定ですので、またご意見いただければと思います。

他になければ議事は以上となります。ここからは事務局に進行をお願いします。

事務局

ありがとうございました。

以上で本日予定いたしました議事はすべてご審議いただきました。 その他、委員の皆様から連絡事項等がありましたら、お願いいたします。

副会長 【 挨 拶 】

事務局

ありがとうございました。

以上をもちまして、「令和4年度第1回登米市立地適正化計画推進協議 会」を閉会いたします。

【閉会】